

目 次

序章 空間と主体の近世政治史 ······

第一節 歴史研究における空間論的視点 2

第二節 近世史研究の流れと本書各部の視点 5

第一部 政治空間としての江戸城と裁判——「天下の公儀」を問い合わせ直す

第一章 近世の政治体制と裁判権の特質 ······

第一節 複数の法と「天下の公儀」 33

第二節 近世裁判再考——複合的構成のなかの幕府裁判 39

33

第二章 城と都市のなかの評定所 ······

第一節 評定所の形成——法と空間 57

第二節 政治空間としての「江戸城」 59

57

第三節 城と都市のなかの評定所

77

59

1

第三章 「公儀」の裁きとは何か はじめに 97	第四章 異国異域情報と日常世界 —近世的公開メディア 第一節 近世的公開メディア——身体表現と草双紙的世界 185	第二部 政治空間化する太平洋と「日本」——地球的世界のなかの表現と公開 第一節 裁許方式・書類の時期的展開 100 第二節 下達書方式 116 第三節 受諾書方式 123 第四節 裁許方式と受諾書方式の並行性 131 第五節 論所裁判と裁許書類 134 おわりに——幕府評定所における裁きの特質 145	第五章 公開される「日本」 —新しい海洋の登場と出版文化の変容 第一節 近世社会と地図・絵図出版——本章のねらいと構成 193 第二節 手書き図と出版文化 195	208 205
-----------------------------------	--	--	---	------------

第三部 新たな政治空間の模索と政体構想	第三節 出版検閲の展開 212 第四節 官板日本図の刊行 217
第六章 「画工」と「武士」のあいだ —渡辺華山、身分制社会のなかの公と私	
はじめに 245 第一節 儒学と絵事への志向 247 第二節 華山にとっての絵事と政治 255 第三節 社会のなかの華山 259 おわりに——「予が手は天下百世の公手」 273	
第七章 開成所会議と二院制議会 —慶応四年初頭、江戸の政治空間	
はじめに 283 第一節 開成所会議 290 第二節 二院制議会——公儀所・西丸大広間会議 306 第三節 開成所公議政体——二院制議会と新總裁制 312 おわりに	
	283 245

終章 裁き・公・「日本」を問い合わせる

355

- 第一節 身分制社会のなかの公
第二節 近世社会のなかの裁判
第三節 近代的議会制度模索の歴史的
第四節 海から見た「日本」と世界
前提 357 355
363

360

初出一覧
あとがき

375 373

索引

終章 裁き・公・「日本」を問い合わせる

序章 空間と主体の近世政治史

本書をまとめにあたつて企図したのは、近世史研究の成果に空間論的視点を導入した新たな政治史である。

各部表題の「政治空間」には、以下の三種を含意している。まず、政治的に作出された空間（ここでは仮に、政治空間 α と呼ぶ）であり、次に、政治的意味を付与された空間（政治空間 β ）である。そして、社会のなかから政治的意味が発見され自發的に創出される場・空間がある（政治空間 γ ）。本書の三部構成は、この文脈からは、次のように位置づけられる。本書第一部では、政治空間 α のひとつとして江戸城をとらえ、そのなかでの裁判とはなにかを問い合わせる。裁判の場もまた政治空間 α の一種であるとともに、後述するように、諸身分によつて多義的な意味づけをなされていた。また本書では、太平洋が政治空間化（政治空間 β ⁽¹⁾）するなかに近世「日本」を置く（第一部）。このように、いわゆる国内支配の問題を孤立してとらえるのではなく、一八世紀以降の「日本」が、海洋把握の変化と蒸気船によつて太平洋が政治空間化していくそのただなかにあつたことに注目し、その意味を問うというスタンスは、本書の大きな特色をなしている。政治空間としての「日本」も変容を遂げていく。そして、これらと密接な関係をもつてあるいはこれらに対する批判のなかに、近世「日本」における政治空間 γ が立ち上がつてくる。ある種の書画会、開成所（開成所は、蕃書調所、洋書調所など、その名称を何度も変更されているため、以下、本書では、煩を避けて、開成所と総称する）に代表される制度化された自發的な社会的結合の場、「非公式会議」、戊辰戦争期の議会等をここでは想定している（第三部）。以上の説明からも明らかなように、ここでいう政治史とは、狭い意味での政治機構論・権力編成論ではない。

裁判史研究・情報論・出版史・芸能論・洋学史研究という枠組みを超えて、近世後期社会の変容と新たな世界の希求を明らかにしていくことをめざした。藤田覚の、「江戸時代後期に生きた「庶民」の生産、生活、文化のさまざまなか面での巨大な変化こそが、江戸時代の政治や社会を突き崩し、近代の歴史を準備したもつとも深部の力である」という見方をここでは、共有している。^③

本書の目的は、より具体的には、近世後期から幕末維新期の政治史を複数のレベルの具体的な空間のなかに置きなおし、下記の独自の視点から、その特質を描き出すことに置かれる。まず、マクロのレベルとしては海洋における国際的情報共有という大状況に注目し、近世日本社会とその情報空間の変化について論じる。次に、研究史上「幕府」と呼ばれてきた政治権力の中心部を、城と都市の重なり合う空間である「江戸城」^④のなかに置き直し、「天下の公儀」（本書第一章参照）の特質と限界性を裁判から明らかにする。そして、近世の政治社会の重要な主体（次節の空間と主体についての記述、第一章第一節1参照）として、身分的中間層に加えて「身分的周縁としての文化」を紐帶にして形成されつつあつた園や場（後述）を創り上げた人々を、また、いわゆる為政者だけでなく知識人層を、浮かび上がらせる。以下本章では、第一節で、本書全体に関わる空間論的視点について述べ、第二節において、第一部から第三部各部に関わる研究史を押さえたうえで、本書の視角を提示する。なお、各章に関わる研究史については、それぞれの章において論じる。また、各部・各章を横断するテーマについての総括と展望については、終章において記述したい。

第一節 歴史研究における空間論的視点

当時の人々がどのような世界イメージを持っていたのか、そして、人々が自分たちを取り巻き支えている世界をどのように可視化し手中に収めようとしてきたか、これらの点は、現代の私たちと必ずしも同質ではない。彼ら独自の

世界観をふまえなければ、彼らの考え方や行為の意味を正しく理解できない。歴史研究における空間論的視点の根底に存在するのは、第一に、歴史分析には、歴史的主体とそれを取り巻く世界の問題を視野に入れる必要があるという視点である。^⑤

第二に、「空間の問題は政治の問題」である。^⑦ 空間を理解し移動する発想や方法もまた、時代や地域によって一様ではない。空間論的視点のなかでは、人々はその時代固有の具体的空間のなかで行動・移動し他者やモノを認知する生身の身体をもつた存在として様々な行為を行う主体としてとらえられる。^⑧ 支配の側がそれをいかに統制しようとしたか、あるいは権力闘争の場でそれがいかに争われたかを、自覺的・具体的に追究する視点が浮かび上がってくる。

第三に、社会の側からの主体的動きを分析する際にも、空間論的視点は有効である。人々が生きるために、いかに独自の領域・空間や場を作り上げ世界や社会のなかに自分たちの位置を獲得しようとしてきたかを問う視点は、土地に対する実際の開発行為のみならず、商行為を行う場、自發的な社会的結合の場などを抽出することを可能とする。

これらとは別に、研究方法上の空間論的視点というべきものについても、述べておかなければならない。本書終章で述べるように、本書全体の底流にあるのは「身分社会における公とは何か」という問い合わせであるが、異質の他者を認識することが公の成立と深く関わるならば、たとえば「公共圏」といった、複数の質の異なる要素を同時に俎上に載せて考察することを可能とする空間的な問題のとらえ方はこうした分析にこそ有効と考えられる。その圏において質の異なる複数の要素が相互に衝突や交渉していく、またそれらの圏自体成立した瞬間に掘り崩されていく、逆に社会のなかで自己運動・増殖していく、その営為のなかに、矛盾、紛争、コミュニケーションを含んでいる。こうした動態的歴史把握を、空間論的視点は可能とする。

以上のような歴史研究における空間論的視点は、本書の孤立した視点ではなく、実は、日本における近世日本史研究においても、共同体論・村落史・都市史・国家支配・外交史・文化史にわたって成果を生み出しつつある。この点

は研究史的にはあまり自覚化されてこなかつたので、ここでまとめておこう。

歴史を分析するには当時の人々の具体的な世界観・地理認識をふまえることが必要という認識は、「空間の歴史」⁽¹⁾として構想されたフェルナン・ブローデル『地中海』⁽¹⁰⁾の影響もあり、今日学界に共有されているといつてよいだろう。吉田伸之が都市を空間としてとらえ（次節）、荒野泰典が世界図分析による各時代の具体的な世界観を明らかにしたうえでの外交分析の必要を論じたことに代表されるように、世界史把握、社会の基礎構造、国家支配の問題、都市・身分制研究、村落史、幕末史、文化史、美術史など各分野で、第一から第三の空間論的視点を導入した成果が蓄積されつつある。⁽¹¹⁾

これらの成果は、政治史的には、境界や周縁もあらかじめ存在するものではなく、このダイナミクスのなかで創出され絶えず問い合わせていくものであり、また「國家」権力が上から一方的に設定するものではないことを明らかにしている。たとえばかつて塚本学が提示した「國家公権」が境界領域を決するのは当然で、領主権とは別のレベルであろう⁽¹²⁾というとらえ方では、幕府評定所で取られた場所熟談——用水や新田開発などの出入はただちに出訴を受理することはせず、現地での解決を懇意した——という原則すら説明しえないのである。本書第一部は、右のようないくつかのとらえ方に対する問い合わせ直しでもある。⁽¹³⁾

日本における近世史研究における、研究方法としての空間論的アプローチ・歴史叙述としてここで注目したいのは、塚田孝の、近世日本において幕府法廷へと問題が浮上することを「政治社会」レベルへの浮上」ととらえるという見方⁽¹⁴⁾である。近世において裁判という場は、現実社会に大きな意味をもちながら、独自のルール（一種の訴訟法の形成）と、學習すべき法廷技術によって成り立つ、一種の自律した世界を形成し始めていた。このような場の形成に対処する戦略として、幕府評定所での出入筋裁判を有利に進めるために、地域連合が利用されることもあった。⁽¹⁵⁾このような場と社会の関係について、塚田は、「レベル」「浮上」という空間論的な言説を使って、社会のなかでの裁判の占

める位置をわかりやすく提示することに成功している。

また、人々が場を共有することの意味は、学問史やコミュニケーションの歴史的検討のうえでも注目されていきる。後述（序章第二節3）するように、かつてのように個人としての思想家や学者だけではなく、身分制社会のなかでの特異な空間のなかの「講習」や「会読の場」、学校という場の歴史的意味が考察の対象となっている。本書においては、情報受容における場の共有にも注目していく（本書第四一六章）

空間論的視点は、以上のような、ヒトを具体的な空間に置き直すことを意味するだけではなく、ヒトが作り上げた諸種のモノや表現も具体的な空間のなかでの具体的な物質性をもつた存在としてとらえなおすことにつながる。表現を、単なる内容分析だけでなく物質的側面からとらえ直すという視点は、広く、文学史・書誌学・古書体学・古書冊学など人文学諸分野における表現に対するアプローチの問い合わせの問題として展開している。⁽²¹⁾歴史分析の対象となる史料とは何かという歴史分析の基本的な問いもこの動向をふまえて問い合わせなければならない。

第二節 近世史研究の流れと本書各部の視点

近世史研究の大きな流れは、社会構成体論から、一九六〇年代の幕藩制国家論・変革主体論、一九七〇年代の新たな潮流としての社会史の導入を経て、多様な分野に拡散してきたと総括されている。⁽²²⁾わたくしは、この過程は次のような注目すべき三つの方向性を持つていると考えている。第一に、身分や集團という社会の基礎概念について借り物の概念ではなく日本列島に展開した歴史のなかから模索・構築することが試みられた。この点については、次の本節1で述べていきたい。

第二に、近世史の各分野を横断する視野をもった研究動向が出てきている。思想史研究の立場からその起爆剤とな